

墓地等の経営許可権限移譲可能性検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可に関する権限移譲について、需給調査の結果等を勘案し、移譲の可能性等を検討するため、墓地等の経営許可権限移譲可能性検討会（以下「検討会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可の権限移譲に関すること。
- (2) その他、検討会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、構成員を6人以内とし、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宗教関係者
- (3) 関係団体の委員
- (4) 地域の代表者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 構成員の任期は、検討会の目的を達成したときまでとする。

2 構成員に欠員が生じた場合は、後任者をもって充てる。

(報償費)

第5条 構成員が検討会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じて予算の範囲内で支給する。

3 構成員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者に対しては、第1項に規定する報償費は支給しない。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に、会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、都市部生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。